

小金井市介護老人福祉施設入所指針

平成29年5月

小金井市福祉保健部介護福祉課

小金井市介護老人福祉施設入所指針

1 目的

この指針は、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第39号）及び「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」（平成29年老高発0329第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）に基づき、小金井市（以下「市」という。）における指定介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の入所に関する指針を施設と協働で作成し、明示することにより、入所決定過程の透明性と公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所対象者の選定について

- (1) 入所判定の対象となる者は、入所を申し込む本人（以下「入所申込者」という。）のうち、要介護3から要介護5までの要介護者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は要介護2の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という）が認められる者とする。
- (2) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮する。
 - ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
 - ② 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
 - ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
 - ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること
- (3) 入所申込者から特例入所の要件に該当している旨の申し出がある場合には、入所申込みを受け付けない取扱いを行わない。
- (4) 要介護1又は要介護2の入所申込者の特例入所が認められる場合には、以下のような取扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保

険の保険者である市との間で情報の共有等を行う。

- ① 施設は、入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を入所申込みに当たって求めることとする。
- ② この場合において、施設は、市に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否か判断するに当たって適宜その意見を求めることとする。
- ③ ②の求めを受けた場合において、市は地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できる。
- ④ 入所を決定する際の手続きとして、設置する入所に関する検討のための委員会においては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて市に意見を求めることができる。

3 入所申込み

(1) 申込方法

施設入所の申込みは、入所申込者、その家族等が小金井市介護老人福祉施設入所申込書兼調査票（以下「入所申込書」という、様式第1号）に直近の1か月分のサービス利用票と別表の写し及び介護認定情報（主治医意見書を除く。）の写しを添付して、当該施設に直接申し込むものとする。ただし、介護認定情報については、申込みの際に入所申込者の同意を得た上で、当該施設が市に対して提供を求めることができるものとする。

(2) 特例入所申込について

特例入所を申し込む場合は、入所申込書とは別に小金井市介護老人福祉施設特例入所申込書（様式第2号）を添付するものとする。

(3) 現況について

本人の状況（要介護度、他施設入所等）や介護者の状況等が変化した場合は、施設に小金井市介護老人福祉施設入所申込変更届（様式第3号）を提出するものとする。

(4) 取下げについて

入所申込者は、入所申込を辞退する場合など、入所の意思がなくなった時には、すみやかに、施設に小金井市介護老人福祉施設入所申込取下届（様式第4号）を提出するものとする。

4 入所申込みの代行

3の入所申込みについては、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は地域包括支援センター職員（以下「代理者」という。）が入所申込者又は家族等の委任を得て代行することができるものとする。

5 入所申込者名簿管理

施設は、入所申込書を受理した場合は、入所申込者名簿を作成し、必要な事項を記載して管理しなければならない。また、入所辞退や、削除すべき事由が生じた場合は、その内容を記録するものとする。

6 現況の把握

(1) 入所申込者、家族等又は代理者は、入所申込者の状況（要介護度の変更、居宅サービスの大幅な変更、他施設入所、死亡等）又は介護者の状況が変化した場合は、その現況を届け出なければならない。

(2) 施設は、入所申込者名簿登載者について、原則として、毎年度1回現況を把握するよう努めるものとする。

7 入所検討委員会

(1) 施設は、入所者の決定に係る事務を処理するために、合議制の委員会又は会議（以下「検討委員会」という。）を設置しなければならない。

(2) 検討委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成する。なお、検討委員会には、第三者（当該法人等の評議員等）を参加させることが望ましい。

(3) 検討委員会は、施設長が招集する。

(4) 検討委員会は、施設入所者と定員数の状況を勘案して、年4回以上開催するものとする。

(5) 施設は、検討委員会を開催する都度、その協議の内容（2. (3)③及び④の市の意見を含む。）を記録し、これを2年間保存する。

8 選考名簿の調製

(1) 選考名簿は、入所申込者名簿を基本として、別表（入所申込者の評価基準）に基づく評価に従い、点数上位の者から順に登載して作成する。

(2) 選考名簿は、検討委員会の開催に合わせて、その都度調製する。

9 入所決定

入所者の決定は、検討委員会において、選考名簿によって入所順位を検討し、決定する。この場合において、施設における適切な処遇を図るために、次に掲げる個

別事情を勘案して入所者の決定をすることができるものとする。

- (1) 性別（部屋単位の男女別構成を配慮）
- (2) 認知症対応のベッド確保
- (3) 家族との関係維持のための地域性
- (4) ユニットケアの対応
- (5) その他特別に配慮する必要がある個別事情

10 特別な事由による入所決定

施設長は、次に掲げる場合は、検討委員会の審議によることなく、自己の判断で入所を決定できるものとする。

- (1) 災害又は事故等により、緊急に決定する必要がある、検討委員会を開催することができないとき。
- (2) 老人福祉法に定める小金井市の措置委託によるもの。

11 その他の取扱い

- (1) 入所決定後に入所申込者の都合により一時辞退があった場合は、そのものの次の入所検討の機会において、別表の項目のうち緊急性に係る得点を減ずるものとする。
- (2) 施設入所者が入院治療等のために施設を退所した場合、退院後再度入所を希望するときは、円滑に入所ができるよう検討委員会において配慮されるものとする。

12 指針の取扱い

この指針は、公表し、原則として3年ごとに、小金井市と関係する施設が協議して見直すものとする。ただし、必要の生じた場合は、この限りでない。

13 施行日

この指針は、平成29年5月1日から施行する。